

平成17年9月1日(木曜日)第3回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
農業委員会	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長
清 野 健 事 務 局 長	事 務 局 長

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第1号

第3回定例会

平成17年9月1日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- ” 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 6 議第49号 表彰について
- ” 7 議案説明
- ” 8 委員会付託
- ” 9 質疑、討論、採決
- ” 10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))
- ” 11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について)
- ” 12 認第 1号 平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 13 認第 2号 平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 14 議第50号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第51号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第52号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第53号 第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについて
- ” 18 議第54号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- ” 19 議第55号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- ” 20 議第56号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- ” 21 議第57号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- ” 22 議第58号 山形県自治会館管理組合規約の一部変更について
- ” 23 議第59号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- ” 24 議第60号 山形県消防補償等組合規約の一部変更について
- ” 25 議第61号 字の区域及び名称の変更について
- ” 26 議案説明
- ” 27 監査委員報告
- ” 28 質疑
- ” 29 予算特別委員会設置
- ” 30 決算特別委員会設置

日程第31 委員会付託

散 会

平成17年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

平成17年9月1日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、人権擁護委員の候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査
9月 2日(金)		休 会		
9月 3日(土)		休 会		
9月 4日(日)		休 会		
9月 5日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(水)		休 会		
9月 8日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
9月10日(土)		休 会		
9月11日(日)		休 会		
9月12日(月)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月13日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

平成17年9月第3回定例会

開 会 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成17年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様へ申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8月29日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

平成17年9月第3回定例会

会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番石川忠義議員、15番佐藤暘子議員を指名いたします。

会 期 決 定

新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月13日までの13日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員の報告について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 申し上げます。

寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御説明申し上げます。

平成17年7月10日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第12条第1号及び第2号の規定により選任した委員は、お手元に配付しました資料のとおりであります。以上です。

新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

新宮征一議長 日程第5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

平成17年9月第3回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第6、議第49号を議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第49号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の発展に寄与され、市政に功労のあった方について表彰を行うため、市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

大泉愼一氏は、平成9年3月から2期8年の長きにわたり、寒河江市教育委員会委員長として本市教育行政の発展に大きく貢献されました。

菅野 孝氏は、平成5年4月から12年の長きにわたり、寒河江市芸術文化協議会会長として本市芸術文化の振興に大きく貢献されました。

両氏の功績・経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

なお、この件につきましては、去る8月19日に開催しました市表彰審査委員会において審査していただいた結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、報告を得ましたので御提案申しあげます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第49号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号はこれに同意することに決しました。

平成17年9月第3回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第10、承認第6号から日程第25、議第61号までの16案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、承認第6号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、第44回衆議院議員総選挙執行に係る経費について専決処分を行ったものであります。

次に、承認第7号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町の廃置分合により平成17年10月1日に鶴岡市が設置されることに伴い、同日に同市を山形県市町村職員退職手当組合に加入させるため、同組合規約の一部変更について専決処分を行ったものであります。

承認第6号及び第7号については、議会を招集するいとまがなく、急を要したため専決処分を行ったものであり、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を得ようとするものであります。

次に、認第1号平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度の市立病院事業は、地域医療の中核を担う公的医療機関として、多様化する医療ニーズにこたえ、患者中心の医療を遂行するため高度医療機器の導入・更新を計画的に進め、また業務内容についても常に点検や見直しを行いながら質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、眼科診療用画像ファイリングシステムの新規導入や全身麻酔器などの更新を行い、受診動向に即した医療機器の整備を進め、検査・診断・治療の一層の向上を図るなど医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、患者数の減少や診療報酬改定の影響などに伴い外来収益、入院収益とも減少し、医業収益としては前年度比で3.9%の減となりました。一方、医業費用では給与費や材料費などの減少により2.0%の減となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は25億2,205万2,788円で、内訳は、医業収益が22億9,076万9,882円、医業外収益が2億3,128万2,906円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は9,312万1,487円、3.9%の減、医業外収益は1,099万1,288円、4.5%の減、病院事業収益では1億605万2,775円、4.0%の減となりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は26億1,698万2,760円で、内訳は、医業費用が25億5,868万6,345円、医業外費用が5,829万6,415円あります。対前年度比較では、病院事業費用は5,834万5,836円、2.2%の減となりました。

これにより、収益的収支においては9,492万9,972円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入については2,762万5,000円で、内訳は、企業債2,500万円と他会計負担金262万5,000円あります。

支出については1億9,478万458円で、内訳は、建設改良費2,907万4,500円と企業債償還金1億6,570

万 5,958円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億 6,715万 5,458円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしました。

損益計算書では、経常収益25億 2,029万 109円に対し経常費用26億 1,522万81円で、9,492万 9,972円の経常損失となり、特別収益及び特別損失はありませんので、この額が当年度純損失となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金が7,930万 6,524円であり、さらに当年度純損失を生じたことから、当年度未処理欠損金が1億 7,423万 6,496円となりました。

欠損金処理計算書については、当年度未処理欠損金1億 7,423万 6,496円を翌年度繰越欠損金とするものであります。

その他、資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。

今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいり所存であります。

次に、認第2号平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度の水道事業は、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の促進、健全経営の維持等を重点目標に事業運営を進めてまいりました。

このため、第4次拡張事業における主要な建設工事として慈恩寺配水池の増設、三泉ポンプ場の機械施設設備更新等を実施しました。また、他事業との関連工事による配水管布設替工事に積極的に取り組み、施設の維持管理、漏水調査、漏水修繕工事など経営基盤の強化を図るとともに、市民サービス向上のため本市のホームページに水道事業部門を開設いたしました。

財政運営については、経費の節減、効率的な予算執行及び計画的投資により健全経営の維持に努めてまいりました。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入面では、給水件数や有収水量の増加などにより給水収益は前年度比0.5%の増となり、水道事業収益総額は12億 4,511万 2,690円で、対前年度比0.1%の増となりました。

一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努めましたが、更新工事の増加による減価償却費及び除却費や配水池、井戸などの修繕料が前年度を大きく上回り、水道事業費用総額は10億 7,091万 4,760円で、対前年度比10.6%の増となりました。

この結果、収益的収支では差し引き1億 7,419万 7,930円と、収益が費用を上回るどころとなり、純利益として1億 4,008万 3,020円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、企業債、工事負担金及び補助金で、収入総額は2億 2,115万 147円となりました。

支出は、建設改良費が7億 1,858万 1,967円、企業債償還金は1億 3,736万 9,472円で、支出総額は8億 5,595万 1,439円となりました。

この結果、資本的収支では差し引き6億 3,480万 1,292円の収入不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金1,169万 8,487円、当年度分損益勘定留保資金2億 9,224万 8,228円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億 9,700万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,385万 4,577円で補てんいたしました。

次に、平成16年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は1億 8,767万 8,464円ですが、このうち減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1億 3,000万円を処分しようとするものであります。その結果、4,767万 8,464円を

翌年度繰り越し、利益剰余金とするものであります。

その他剰余金、資産、負債、資本の内容、状況などについては、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第50号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金、産業立地促進資金貸付金、小中学校の補修工事費などを追加するほか、さくらんぼ生産拡大緊急対策事業費補助金等を計上するものであります。その結果、4億4,878万4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ136億5,237万2,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第2款総務費は、過年度分市税過誤納金還付金250万円の追加が主なものであります。

第3款民生費は、養護老人ホーム入所措置費271万5,000円を追加するものであります。

第4款衛生費は、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億4,070万3,000円を分担金に追加するものであります。

第6款農林水産業費は、さくらんぼ生産拡大緊急対策事業費補助金820万円の計上が主なものであります。

第7款商工費は、産業立地促進資金貸付金7,100万円の追加が主なものであります。

第8款土木費は、最上川ふるさと総合公園管理業務委託料534万5,000円の追加が主なものであります。

第10款教育費は、小中学校の暖房設備補修工事費など732万9,000円、スポーツ少年団全国大会等出場補助金120万9,000円を追加するほか、文化センター耐震診断事業委託料250万円を計上するのが主なものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、市税2,080万7,000円、地方交付税3億4,125万円、分担金及び負担金50万4,000円、国県支出金1,506万7,000円、諸収入7,115万6,000円を追加し、対応することとしました。

次に、議第51号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成16年度の退職者医療に係る療養給付費交付金の返還金を計上するものであります。その結果、772万4,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ34億4,197万1,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、療養給付費交付金返還金772万4,000円を追加するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、療養給付費交付金繰越金772万4,000円を追加し、対応することといたしました。

次に、議第52号平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、10月からの介護保険制度の改正に伴い、特定入所者介護サービス等費を計上し、介護サービス等諸費を減額する組み替えを行うものであります。また、介護保険事業の財政基盤の安定化を図るため、介護給付費準備基金積立金と介護給付費国庫負担金など返還金を計上するものであります。その結果、3,175万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億7,751万6,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、介護給付費準備基金積立金 1,314万 4,000円、介護給付費国庫負担金等返還金 1,861万 2,000円の追加が主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、繰越金 3,175万 6,000円を追加し、対応することにいたしました。

次に、議第53号第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについて御説明申し上げます。

第5次寒河江市振興計画基本構想は、今日の寒河江市の姿をつくり上げてきた新第3次、第4次の振興計画を発展・継承しながら、さきの10年間を見据えたものとして策定したところであります。

基本構想の策定に当たりましては、市民の意見を反映すべく、市民団体との各層座談会での御提言を踏まえ原案を策定し、振興審議会に諮問し、答申をいただき、策定してまいりました。

今私たちが大切にしなければならぬものは、これまで育まれてきた郷土の歴史であり、文化であります。それをまちづくりに生かしていくため、第5次振興計画の将来都市像を「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市 寒河江」としたところであります。また将来都市像の具現化に向け「より美しく、より豊かに、より元気に」を基本構想の指標とし、今よりなお未来を美しく豊かに、そして元気なまちになると願いを込めております。

第5次振興計画を貫いている理念は、一つ目は、各地域にある歴史や文化に学ぶふるさとへの回帰であり、二つ目は、寒河江市に生まれ育ったことに誇りを持つという愛郷心の醸成と本市の発展につながる地域力の増進であります。三つ目には、これまで地域の公園づくりや河川の清掃などで経験したところのグラウンドワークやフラワーロードの植栽、花咲かフェアで実践したボランティア活動などが今後のまちづくりの重要な要素となるものであります。四つ目には、地方分権社会における自立した寒河江市を創出するため、市民主体の事業の拡大と市民・企業・行政・団体が相互に協力し合い、豊かな未来をともに築いていくという協働の精神であります。最後には、21世紀を背負って立つところの人材育成の中で教育の果たす役割の認識であります。

このような考え方を軸に基本構想の中に七つの大きな項目を設定し、さらにこれらを受けてそれぞれ小さな項目を定めております。そしてこの項目を見れば市民の方々に一目でまちづくりに必要な施策の概要がわかるよう配慮したところであります。市民と一緒に次代を築いていただきたいと考えているところであります。

次に、議第54号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について、議第55号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について、議第56号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について及び議第57号寒河江市都市公園条例の一部改正については関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

これらは、地方自治法の改正により公の施設に係る指定管理者制度が導入されたことに伴い条例を改正しようとするものであります。

次に、議第58号山形県自治会館管理組規約の一部変更について御説明申し上げます。

庄内地域の市町村合併に伴い、山形県自治会館管理組議会議員の定数を減らすため、山形県自治会館管理組規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第59号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

酒田市、八幡町、松山町及び平田町の廃置分合により、平成17年11月1日に酒田市を設置されることに伴い、八幡町、松山町及び平田町が山形県市町村職員退職手当組合を脱退するため、同組規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第60号山形県消防補償等組規約の一部変更について御説明申し上げます。

庄内地域の市町村合併に伴い、山形県消防補償等組合議会議員の定数を減じ、選挙区の議員数を変更するとともに、水防法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第61号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

宅地開発等により都市的住環境が整備され、人口が集中している大字寒河江字高田、字楯の内、字土井の内及び字本楯の全部並びに大字寒河江字茨江及び字横道の一部の地域について住所の表示を変更することにより住民福祉の向上を図るため、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、12案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

新宮征一議長 日程第27、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略にお願いします。安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成16年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第1に、審査の対象となりました会計は、平成16年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成16年度寒河江市水道事業会計決算の2会計であります。

第2に、審査の方法であります。平成17年7月5日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表がその事業の経営成績並びに財務状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、平成17年3月31日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をしております。

第3に、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく、適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果につきましては、後日開催されます決算特別委員会におきまして御報告を申し上げることを御了承をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

新宮征一議長 議第54号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 きのうち、指定管理者制度のあれに対して説明が行われたと思われかもしれませんが、きのうの説明に何団体、何人ぐらい集まったのかどうかであります。当然これから市の条例改正が議第54号から議第57号までありますから、その辺の関係を一括してお聞きしたいわけであります。また、これからどのようにしていくのかどうかであります。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えいたします。

昨日、市で初めて説明会を行ったわけでありまして、参加されたのは24の企業・団体で、参加人数は38名でありました。

また、これからの日程という御質問ですが、これから公募を始めまして、10月下旬まで公募の期間を設けて、その後、11月中旬には選定委員会を開催しまして指定管理者の候補者を選出していきたく思います。そして12月議会に御提案申しあげまして、議決を経まして、指定管理者を指定していきたくというふうに思います。以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 きのうち24団体で約38名の参加があったと報告ありましたけれども、これから国の法律で言えば来年の9月ころまで、1年くらい余裕あるんですけれども、寒河江市では4月1日から行われ、来年度の4月1日をめどにやっているわけでありまして、それまで指定管理者がいろいろやっているところに集中的になったり全然出なかつたりということも考えられるわけでありまして、その辺の取り組みと、1点お願いします。

あと、6月議会においても選挙管理委員会にお尋ねしたんですけれども、政治資金規制法で、指定管理者が団体や個人というのでできるのかどうかということをお聞きしたんですけれども、その辺に対してまだ返答もありませんので、再度お尋ねしたいと思えます。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えします。

説明会の方には24団体に来ていただきましたので、その団体がどこの施設について公募するかはわからない状態でありまして、いろいろな方から公募をいただけるものと思っております。その公募いただいた施設ごとに、選定委員会の方でどこがふさわしいかというようなことを審議して進めていきたいというふうに思っております。

新宮征一議長 選管事務局長。

鈴木一徳選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

政治資金規制法と団体の関係ですけれども、公職の候補者、議員さんも公職の候補者ですが、いかなる方からも公職の候補者個人は寄附を受けられないというのが政治資金規制法です。ですから団体が寄附する際に際しましても、政党とか政治団体とか、あと資金管理団体への寄附は可能というふうになっておりますので、法律に照らし合わせて判断されるものと思っております。以上です。

新宮征一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新宮征一議長 議第55号に対する質疑はありませんか。松田孝議員。

松田 孝議員 老人センターの関係ですけれども、これまでの条例改正の中身を見ますと、これまでとほとんど内容が変わりありませんよね。それで、この間も一般質問等で時間の延長とかそういう要望が地元からも出ている関係上、質問をした経過があります。それで今回、条例改正に伴ってそういう考えはなかったのかどうか、1点お伺いします。

それと、この施設に今現在障害者用の入浴施設がありますけれども、これが今ほとんど使われていない状況で、これは今の障害者に対して使用が非常に不便を来しているような状況と考えられております。ですからこういうのは民間で活力をするために指定管理者制度に移行するわけですから、そういう改善を含めて今後検討していくのかお伺いします。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 老人福祉センターの開場している時間の問題ですけれども、あそこの施設の中には浴場がございます。温泉ですね。その温泉をわかす時間が3時間近くかかってしまうんですね。あの施設自体、その温泉を目玉にしているわけなので、温泉をわかす時間を考えますと、やはり10時以降でないとなかなか開館できないというふうな事情もございまして、それを前倒して時間を早めるという方法もあるかもしれませんが、経費の面で非常に難しいのかなというふうなことで、開館時間については現状というふうな形での条例になってございます。

それから、障害者の浴場の部分ですけれども、開設当時におきましては障害者のための浴室を使えるような状態に実はしておったわけですけれども、当時としては使っていただいた方が非常に少ないというようなことで、当初はあったんでしょうけれども、その後だんだん使われなくなったというようなこともございまして、現在は使用不可能の状態になっています。そのことは、浴場にお湯を入れる配湯管の工事をやった際に、使われないというようなことで本浴場だけの工事をして、障害者の方の浴場については管が現在は入っていないというふうな状況でございます。

今後の問題につきましては、これからいろいろ検討しながら考えなければならないと思いますけれども、今回の部分については、そこまでは想定していないというふうな状況でございます。

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 時間延長に関しては準備等でいろいろかかるという話ですけれども、じゃ、午後の夕方の延長は、逆にわかしている状態だから可能であると思うんですけれども、その辺、やっぱりこの指定管理者制度は、民間活力を導入して、その施設がいろいろな方に利用されるように持っていくべきだと思うんですけれども、その辺について市長の考え方をお聞きしたいと思います。

それと、今障害者が利用されていないという話がありましたけれども、しかしその施設を改造すれば、今後その施設でも有効活用が相当図られるような状況があると思います。ですからこれも含めて市長、今後の方向づけをきちっとお願いしたいんですけれども、所見があったらお願いします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の改正につきましては、三つの議案全部とも指定管理者制度を導入するに当たりましての改正のみにとどめておるわけございまして、老人福祉センターの運営なり、あるいは時間延長なり、あるいは障害者用のふろの活用というようなことについてはこれから検討の対象としまして、それから考えたと思っています。指定管理者制度を導入するに当たって、それまでの間にそういうことが必要かどうかあわせて検討してみたいと思っています。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第59号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第50号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第50号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第30、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委 員 会 付 託 案 件 表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	承認第6号、承認第7号 議第53号、議第58号 議第59号、議第61号
文教厚生委員会	議第51号、議第52号 議第54号、議第55号 議第56号、議第60号
建設経済委員会	議第57号
予算特別委員会	議第50号
決算特別委員会	認第1号、認第2号

平成17年9月第3回定例会

散 会 午前10時20分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。